

座間市教育委員会 1月定例会 提出議案一覧（追加）

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	2	座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則	教育部長
2	3	座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則	教育部長
3	4	座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程	教育部長
4	5	座間市職員の給与に関する条例の一部改正について	教育部長

議案第 2 号

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 1 月 12 日提出

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘

提案理由

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織改正並びに字句の整備のため提案するものである。

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則（昭和58年座間市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表中「予算編成」を「予算調整」に改める。

第12条中「教育指導課」を「教育部」に改め、同条第8号中「適応指導教室」を「教育支援教室」に改め、同条中第10号を第12号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 所内の予算調整及び執行管理に関すること。

第12条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 情報教育に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則新旧対照表（案）

現行	改正案
第11条 座間市立図書館条例（昭和53年 座間市条例第12号）に基づき設けられた 図書館に庶務係及び奉仕係を置き、その分 掌事務は次のとおりとする。 (略) (6) 図書館の <u>予算編成</u> 及び執行管 理に関すること。	第11条 座間市立図書館条例（昭和53年 座間市条例第12号）に基づき設けられた 図書館に庶務係及び奉仕係を置き、その分 掌事務は次のとおりとする。 (略) (6) 図書館の <u>予算調整</u> 及び執行管 理に関すること。
2 (略)	2 (略)
第12条 座間市教育研究所条例（昭和58 年座間市条例第10号）に基づき設けられ た教育研究所は、 <u>教育指導課</u> に属し、その 分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) <u>適応指導教室</u> の運営に関すること。 (9) (略) (10) (略)	第12条 座間市教育研究所条例（昭和58 年座間市条例第10号）に基づき設けられ た教育研究所は、 <u>教育部</u> に属し、その分掌 事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) <u>教育支援教室</u> の運営に関すること。 (9) <u>情報教育</u> に関すること。 (10) (略) (11) <u>所内の予算調整及び執行管理</u> に すること。 (12) (略)

議案第3号

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年1月12日提出

座間市教育委員会

教育長 木島 弘

提案理由

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織改正並びに字句の整備のため提案するものである。

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則（昭和52年座間市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「「研究所」」を「「教育研究所」」に改め、同条第2項中「図書館長」の次に「又は教育研究所長」を加え、「図書館の事務」を「図書館又は教育研究所の事務」に改め、同条第3項中「、研究所長は研究所の」を削る。

第7条の表中「、室長」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表（案）

現行	改正案
(教育機関における職等)	(教育機関における職等)
第4条 座間市立図書館（以下「図書館」という。）、座間市立公民館（以下「公民館」という。）に館長を、座間市教育研究所（以下「研究所」という。）に所長を、図書館の係に係長を置く。	第4条 座間市立図書館（以下「図書館」という。）、座間市立公民館（以下「公民館」という。）に館長を、座間市教育研究所（以下「教育研究所」という。）に所長を、図書館の係に係長を置く。
2 図書館長は、上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	2 図書館長又は教育研究所長は、上司の命を受け、図書館又は教育研究所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
3 公民館長は公民館の、研究所長は研究所の、係長は図書館の係の事務を掌理する。	3 公民館長は公民館の、係長は図書館の係の事務を掌理する。
4・5 (略)	4・5 (略)
(職に充てる職員の種類)	(職に充てる職員の種類)
第7条 第3条から前条までに規定する職に充てる職員の種類は、次の表のとおりとする。	第7条 第3条から前条までに規定する職に充てる職員の種類は、次の表のとおりとする。
職名	職員の種類
部長、次長、参事、課長、担当課長、館長、所長、課長補佐、係長、室長、主査及び主任	指導主事、事務職員又は技術職員
(略)	(略)

座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年1月12日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

提案理由

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織改正並びに字句の整備のため提案するものである。

座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会事務決裁規程（昭和58年座間市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「及び」を「並びに規則」に改め、「図書館長」の次に「及び教育研究所長」を加え、同条第8号中「、教育研究所長、相談室長」を削る。

別表第2教育研究の項を削り、同表に次のように加える。

教 育 研 究 所	教育研究	1 教育相談の報告	1 教育相談の指導	1 教育相談の実施
		2 調査・研究の計画で特に重要なもの	2 調査・研究の計画で一般的なもの	2 教育研究所の管理運営
		3 情報教育の計画で特に重要なもの	3 情報教育の計画で一般的なもの	3 関係機関との連絡・調整
				4 調査・研究の実施
				5 教育資料の収集
				6 教育支援教室の運営
				7 情報教育の推進

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

座間市教育委員会事務決裁規程新旧対照表（案）

現行				改正案			
(用語の定義)				(用語の定義)			
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。				第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			
(1)～(6) (略)				(1)～(6) (略)			
(7) 課長 規則第3条第1項に規定する課長及び第4条第1項に規定する図書館長をいう。				(7) 課長 規則第3条第1項に規定する課長並びに規則第4条第1項に規定する図書館長及び教育研究所長をいう。			
(8) 係長 規則第3条第1項に規定する係長並びに規則第4条第1項に規定する公民館長、教育研究所長、相談室長及び係長をいう。				(8) 係長 規則第3条第1項に規定する係長並びに規則第4条第1項に規定する公民館長及び係長をいう。			
別表第2（第4条関係）							
課名	決裁区分	教育長	部長	課長	決裁区分	教育長	部長
	決裁事項						
(略)							
教育指導課	1 教職員研修の計画で特に重要な	1 教職員研修の計画で一般的な	1 教職員研修の実施	1 教職員研修の実施	教育指導課	1 教職員研修の計画で特に重要な	1 教職員研修の実施
	2 学校指導の実施	3 特別支	2 学校指導の実施	3 特別支			

現行					改正案				
	なもの 2 学校指導の計画で特に重要なもの 3 特別支援学級の設置	もの 2 学校指導の計画で一般的なものの	援学級等への就学措置			るもの 2 学校指導の計画で特に重要なものの 3 特別支援学級の設置	もの 2 学校指導の計画で一般的なものの	援学級等への就学措置	
教育研究		1 教育相談の報告 2 調査・研究の計画で特に重要なもの	1 教育相談の指導 2 調査・研究の計画で一般的なもの	1 教育相談の実施 2 教育研究所の管理運営 3 関係機関との連絡・調整 4 調査・研究の実施 5 教育資料の収集 6 教育支援教室の運営					
(略)					(略)				
図書館	図書館			1 図書館の管理・運営 2 移動図	図書館			1 図書館の管理・運営 2 移動図	

現行				改正案			
			書館の管理・運営 3 関係団体との連絡・調整 4 図書資料の整備				書館の管理・運営 3 関係団体との連絡・調整 4 図書資料の整備
視聴覚ライブラリー			視聴覚ライブラリーの管理・運営	視聴覚ライブラリー			視聴覚ライブラリーの管理・運営
		教育研究所	1 教育相談の報告 2 調査・研究の計画で特に重要なものの情報教育の計画で特に重要なものの 3 教育相談の指導 2 調査・研究の計画で一般的なもの 3 情報教育の計画で一般的なもの	1 教育相談の実施 2 教育研究所の管理運営 3 関係機関との連絡・調整 4 調査・研究の実施 5 教育資料の収集 6 教育支援教室の運営			

現行	改正案				
					7 情報教育の推進

議案第 5 号

座間市職員の給与に関する条例の一部改正について

座間市職員の給与に関する条例の一部改正を申し出ることについて議決を求める。

令和 4 年 1 月 12 日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

提案理由

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織改正に伴い、市長部局に対し別紙のとおり一部改正を申し出るため提案するものである。

座間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

座間市職員の給与に関する条例（昭和29年座間町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「図書館長」の次に「又は教育研究所長」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

座間市職員の給与に関する条例新旧対照表（案）

現行		改正案	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
職務の級	職務	職務の級	職務
(略)		(略)	
6級	1 課の長又は担当課長の職務 2 議会の事務局の次長の職務 3 教育委員会の図書館長の職務 4 選挙管理委員会の事務局の次長の職務 5 監査委員の事務局の次長の職務 6 農業委員会の事務局の次長の職務 7 消防の消防署長又は分署長の職務 8 特に職務の複雑、困難及び責任の度が高い職務のうち規則に定めるもの	6級	1 課の長又は担当課長の職務 2 議会の事務局の次長の職務 3 教育委員会の図書館長 <u>又は教育研究所長</u> の職務 4 選挙管理委員会の事務局の次長の職務 5 監査委員の事務局の次長の職務 6 農業委員会の事務局の次長の職務 7 消防の消防署長又は分署長の職務 8 特に職務の複雑、困難及び責任の度が高い職務のうち規則に定めるもの
(略)		(略)	